

#### 返戻金制度

①当社が紹介した求職者が、その紹介をした事業所に入社（入職）した日以降3ヶ月以内に専らその求職者の責めに帰すべき事由により退社（退職）または解雇（法令に則った正当な解雇に限る）されるに至った場合、紹介料の25%をその紹介をした事業所に返金するものとします。本条によるほか、いかなる場合でも紹介料の返戻または減額はされないものとします。返戻金額は申込書に明示するものとします。

②当社が紹介した求職者が、その紹介をした事業所の責めに帰すべき事由により退社（退職）に至った場合ならびに採用決定者の死亡・病気など不測の事態による場合は、紹介料は返金しません。

なお、当該退社（退職）が、その紹介をした事業所による紹介料の支払い前であってもその紹介をした事業所の対価支払義務は消滅しないものとします。